

2019年度 地域提案型空き家活用事業について (ステップ1:調査研究事業)

1. 事業の概要・補助金の額

本事業は、自治会・町内会などの団体が行う空き家の調査・研究や、その結果を受けて空き家の活用や空き家を除却した後の跡地活用の費用の一部を補助することで、それらの取り組みを支援するものです。

事業種別	補助対象者	補助の対象となる取り組み	補助率・上限額
ステップ1 調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、町内会 地域コミュニティ協議会 営利を目的としない団体など 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家マップ、台帳の作成 空き家・跡地の活用計画の検討、作成 空き家・跡地に関する地域のルール作り など 	調査研究費の1/1 (上限30万円)

↓ ステップ1を経たうえで

事業種別	補助対象者	補助の対象となる取り組み	補助率・上限額
ステップ2	調査研究事業の実施地区における以下の者(★)	空き家を集会・交流施設、文化施設などで活用	空き家の改修工事費の1/2(上限100万円) <small>(注1)</small>
	①自治会、町内会、コミ協、営利を目的としない団体等 ②空き家の所有者(個人に限る)	空き家を除却した跡地をコミュニティ広場などで活用	空き家の除却工事費の1/2(上限50万円) <small>(注2)</small>

※ステップ1、ステップ2のそれぞれの段階において補助金交付申請手続きが必要となります。

★平成24年度、平成25年度の市モデル調査の実施地区を含む。

注1) 耐震改修を併せて行う場合、上限額をプラス100万円

注2) 空き家の延べ面積による上限額の定めがあります。上限額：25,000円×(空き家の延べ面積)×8/10

2. 申請者・申請団体の要件

(1) 審査委員会による選定を受けた、又は、既に調査研究事業を実施した以下の者

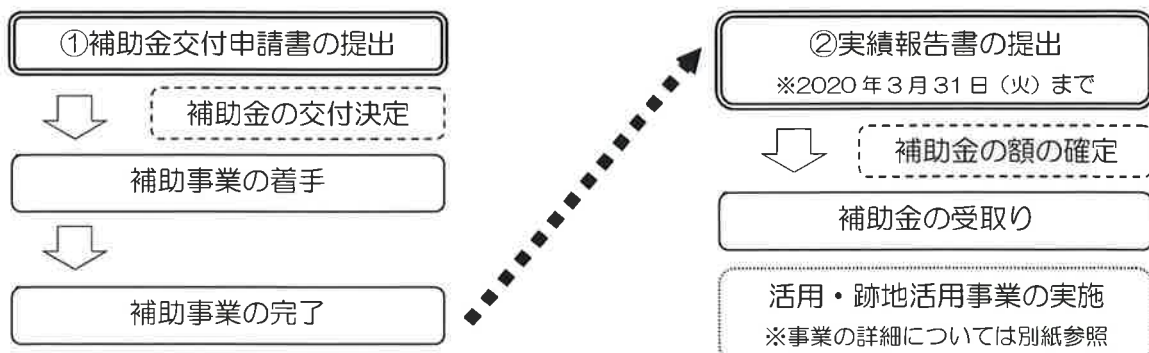
- ①自治会、町内会
- ②地域コミュニティ協議会
- ③その他の営利を目的としない団体

(2) 本事業を年度内に適切に実施できる者であること

(3) 宗教団体、政治団体、暴力団等でないこと など

3. 手続きの流れ

調査研究事業を行うにあたっては、手続きとして以下の①、②の手続きが必要になります。また、調査研究事業実施の後、同年度内で活用・跡地活用事業の申請を行うこともできます。



4. 実施予定団体数・事業期間

今年度新たに調査研究事業を実施する団体 公募：4団体

前年度以前に調査研究事業を実施した団体 継続：4団体

継続団体申請開始 2019年4月15日（月）～

公募団体募集期間（注）：2019年5月7日（火）～6月28日（金）

実績報告提出期限 2020年3月31日（火）

（注）：公募の詳細については別紙（公募募集要項をご覧ください。）

5. 調査研究事業における取り組み（参考例）

- ① 空き家調査（現況調査・所有者調査など）、空き家マップ・台帳の作成
- ② 空き家所有者の意向確認、地域活性化につながる活用方法の検討、空き家・跡地の活用計画の作成
- ③ 空き家・跡地に関連する地域のルール等の検討・作成
- ④ 空き家を活用した、移住希望者・活用希望者への地域情報・空き家情報の発信
- ⑤ 空き家の活用等に取り組む地元住民の意識啓発のための研修・講演等の開催 など

6. コーディネーターの活用（参考例）

本事業では、実施団体がコーディネーター（不動産関係事業者や建築関係事業者等の専門家）を活用し、連携して事業を進めることも可能な制度となっています。コーディネーターと実施団体が契約を結び、以下のような業務を委託することが考えられます。（当該委託契約に係る費用は補助の対象となります。）

- ① 空き家調査（現況調査・所有者調査など）の協力・支援、空き家所有者の活用意向の把握についての協力・支援
- ② 空き家や跡地の具体的な活用計画作成への協力・支援
- ③ 専門家としての取り組みへの助言や講師を招へいしての講演の開催への協力・支援 など

7. 補助金交付申請書の必要書類

- (1) 調査研究事業 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 調査研究事業 事業計画書（別記様式第1号の2）
- (3) 調査研究事業 収支予算書（別記様式第1号の3）
- (4) 申請団体の概要に関する調書（別記様式第1号の4）（自治会・町内会・コミ協の場合は不要。）
- (5) 申請団体の会則（自治会・町内会・コミ協の場合は不要。）

8. 実績報告書の添付書類

- (1) 調査研究事業 実績報告書（別記様式第3号）
- (2) 調査研究事業 事業報告書（別記様式第3号の2）
- (3) 調査研究事業 収支決算書（別記様式第3号の3）
- (4) 補助事業に要した経費が確認できる領収書の写し（補助対象経費の金額、使途が確認できるもの全て）
- (5) 補助事業に係る成果品（個人情報黒塗りするなど、その取り扱いにご注意ください）

※補助対象となる経費・ならない経費の詳細については、別紙公募に関する要項をご覧ください、下記までご相談ください。

申請書提出先・問い合わせ先

新潟市 建築部 住環境政策課 住環境整備室

住所 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1（分館5階）

TEL 電話番号 025-226-2815

HP 新潟市ホームページ内で

地域提案型

検索

※この案内は事業の概要となっています。詳細は「制度要綱」を必ずご確認ください。